

令和2年3月2日

ご利用者並びに関係される方各位

新型コロナウイルス感染症への対応について

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団

理事長 島野 哲幸

新型コロナウイルス感染症については、国より小中学校の一斉休校の要請がなされるなど、感染の拡大への対策が急務となっています。

本事業団が経営する診療所や施設においても、ご利用者やご家族が感染した場合などに迅速に対処するため、当面の間、下記のとおり対応します。

1 対象となる症状

本文書で**発熱や風邪の症状**とは、次のような症状をいいます。

- ① 発熱(37.5℃以上)やのどの痛み
- ② 咳が長引いている(1週間程度)
- ③ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

2 診療所に受診される方へ

患者様やご家族に**発熱や風邪の症状**がある場合は、**診療を控えさせていただきます**。

受診の予約を変更いたしますので、事前に診療所に電話でご連絡ください。

診療所でお待ちいただくときに**発熱や風邪の症状**が認められる場合は、職員の指示で移動をお願いすることがあります。

3 通所施設をご利用される方へ

ご利用日の朝に体温を測り、その結果と体調を職員にお伝えください。

ご利用者やご家族に**発熱や風邪の症状**がある場合は、**利用をご遠慮ください**。

症状が出た日から3日以内に熱が下がったり、症状が治まったときは、利用しようとする日の前日に施設に連絡をお願いします。

施設をご利用されているときは、できる限り**マスクの着用**をお願いします。

また、うがい、手洗いにより**感染予防対策**をお取りください。

施設のご利用中に**発熱や風邪の症状**が認められる場合は、職員の指示で移動をお願いすることがあります。この場合、ご家族の方にお迎えをお願いすることがあります。

4 ご利用者以外の方(ボランティア、実習者や視察の方々)へ

来所が予定されている場合は、前日若しくは当日の朝にご本人等の体調をお聞きした上で、施設から来所の可否をご連絡いたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

5 情報の提供

患者様・ご利用者やご家族の感染に係る情報を国（厚生労働省）や浜松市等へ提供する場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。